

ワークライフバランス推進行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1.計画期間 2019年4月1日～2022年3月31日までの3年間

2.内容

*目標1：年間の所定外労働時間を削減するために、ノー残業デーを設定実施する。

[対策]

- ・2019年4月 2018年度の所定外労働時間の状況を把握し、ノー残業デーの設定に向けた検討、調整
- ・2019年5月 ノー残業デーの決定、実施（年間12日間）
事業部内周知の検討、実施
- ・2019年10月 2019年度上期所定外労働時間の確認及び下期調整

※2020年度、2021年度も同様に実施。前年度の所定外労働時間の状況に応じて年間のノー残業デー日数を変更。

*目標2：年間の年次有給休暇取得日数を一人当たり平均年間7日以上（2019年度）とする。

[対策]

- ・2019年4月 2018年度の年次有給休暇取得の状況把握
事業部内周知の検討、実施
- ・2019年10月 2019年度上期年次有給休暇取得状況の確認及び下期調整

※2020年度、2021年度も同様に実施。前年度の年次有給休暇取得状況に応じて一人あたり平均年間日数を変更。

*目標3：連続2日以上年次有給休暇を全体の50%以上（2019年度）が取得をする。

[対策]

- ・2019年4月 2018年度の年次有給休暇取得の状況把握
計画的な取得に向けた部門調整
- ・2019年10月 2019年度上期年次有給休暇取得詳細の確認及び計画的な取得に向けた
下期部門調整

※2020年度、2021年度も同様に実施。前年度の年次有給休暇取得詳細に応じて連続取得日数並びに目標割合を変更。